

令和 7 年度第 3 回旭川市行財政改革推進委員会 会議録（要旨）



日時	令和 7 年 7 月 1 8 日（金） 16:00～18:39
場所	旭川市総合庁舎 7 階会議室 7 B
出席者	（委員） 遠藤委員・河崎委員・佐々木委員・西委員・長谷川委員・靱岡委員 （事務局） 浅利行財政改革推進部長 総合政策部財政課 小澤次長・今田主幹・古川主査・大井主査・大川 行財政改革推進部行政改革課 梶山課長・中山課長補佐・水沢主査 （所管部局） 環境部廃棄物処理課 尾藤課長・相原課長補佐・菅井 観光スポーツ部スポーツ推進課 松田次長・大野主査・澤田 市民生活部地域活動推進課 佐々木次長 平島主幹・小熊主査・工藤
公開・非公開の別	公開
会議資料	次第 資料 1-1 補助金等評価表（旭川市浄化槽設置整備事業補助金） 資料 1-2 浄化槽設置整備補助事業補助金額調べ 資料 2-1 補助金等評価表 （バーサーロペット・ジャパン開催負担金） 資料 2-2 各コース及び標高図 資料 3-1 補助金等評価表（旭川市市民委員会活動補助金） 資料 3-2 「市民委員会」と「地域まちづくり推進協議会」について 資料 4 補助金等評価表（地域まちづくり推進事業負担金） 資料 5 補助金等評価表（地域まちづくり推進事業補助金）
議事要旨	
1 開会	・ 佐々木会長の進行で開会した。
2 議題	
(1) 令和 7 年度行政評価について	
ア 旭川市浄化槽設置整備事業補助金	
概要説明	・ 事務局から、資料に基づき、概要の説明があった。 ・ 以下の質疑応答があった。 （委員） 特定財源とは。市単独の上乗せはあるか。 （事務局） 国庫補助金である。例えば、資料 1-1 の積算方法にあるが、5 人槽の場合、国の交付金基準額が 39 万円。この交付率は基準額の 3 分の 1 であり、3 分の 2 は市が負担するもの。これに加えて、市独自の加算として 39 万円×0.354 の 13.8 万円があり、

	計 52.8 万円になっている。
所管部局ヒアリング	・以下の質疑応答があった。 (委員) 浄化槽設置整備の今後の件数見込みは。 (所管部局) 公共下水道等が整備されていない区域に居住し、合併処理浄化槽を整備する個人が補助対象。人口減少で世帯数は減ると思うが、この事業で汲取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に切り替えることを目指しており、設置数は増えていくと見込んでいる。 (委員) 5 人槽・7 人槽・10 人槽の設置数割合は。 (事務局) これまでの補助実績数で、5 人槽が約 600 基、7 人槽が約 420 基、10 人槽が約 40 基であり、5 人槽が最も多い。 (委員) 目標とそれに向けた進捗は。 (所管部局) 新・旭川市生活排水処理基本計画【改訂版】(第 3 版)で生活排水処理率を目標として設定している。現計画の令和 9 年度に 96.6%という目標に対して、令和 6 年度末現在で 96.1%であった。 (委員) 最終的な目標は。 (所管部局) 公共下水道等が整備されていない区域には、汲取り等がまだ約 1,700 世帯あり、生活排水による河川等の水質汚濁防止を目的として、その全てで合併処理浄化槽を設置することを目指している。併せて、水道局では、公共下水道等の整備区域内で、まだ公共下水道等を利用開始していない方に対して切替えを推進している。連携し、全体で生活排水処理を進めていきたい。 (委員) 市が上乗せしている経緯は。 (所管部局) 平成 9 年度から平成 25 年度までは国の基準額どおりであったが、平成 26 年度から上乗せしている。当時の 5 人槽の概算設置費用は 120 万円で、国の基準額 35.2 万円では設置者の負担が大きいことから補助増額の要望があったこと、また、他自治体では上乗せしているところが多く、比較すると市の補助額が低かったことも考慮し、他自治体と同レベルまで引き上げて継続してきた。 (委員) 見直しの必要性をどう考えるか。 (所管部局) 社会情勢に合わせた見直しは必要と思うが、普及が途中であることや設置費用が年々高騰している中では、見直しの内容によっては、浄化槽を設置する動機付けという効果が低下する懸念がある。なお、国庫補助の対象には「宅内配管工事」もあるが、本市ではこの補助はしていないため、当該部分の検討をする余地はある。 (委員) 補助の効果は、対象の区域に居住し合併処理浄化槽を設置

	整備する一部の方の自己負担額が減るということか。 (所管部局) そのとおりで、下水道整備区域以外の方が補助対象である。しかし、合併処理浄化槽利用者が全体として負担する金額は、公共下水道等を利用できる方が負担する切替え費用や下水道使用料等と比較してはるかに大きい。
評価	・以下の議論と評価の決定があった。 (委員) 国の交付金基準額の市費負担部分は継続でよいだろう。市の上乗せ部分についてどうか。 (委員) 公共下水道等が整備されていない区域に居住する方への補助に、そうでない区域に居住する方も含めた市費負担で上乗せをしていることには不公平を感じる。一方で、生活排水処理という都市機能の環境整備はしっかりと進めるべきだと思う。 (委員) 国庫補助で現状活用していないものがあるなら、補助の全体構成を見直すことで、国庫補助の割合を増やし、市費の支出を維持又は縮減しながら、補助内容を充実させるような見直しを検討できないだろうか。 (委員) 新・旭川市生活排水処理基本計画が令和 9 年度までの計画であることも踏まえ、目標設定や見直しを検討してほしい。 (会長) それでは、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよいか。その内容としては、国庫補助金の活用により、市の財政負担を軽減しつつ、整備促進の観点から補助対象を充実させるよう検討することとしてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
イ バーサーロペット・ジャパン開催負担金	
概要説明	・事務局から、資料に基づき、概要の説明があった。 ・以下の質疑応答があった。 (委員) 特定財源とは何か。 (事務局) スポーツ振興くじ助成金とスポーツ振興基金繰入金。スポーツ振興基金はスポーツ振興に関する事業の財源に充てるが、国や北海道の補助金等とは異なり、市の負担であるという意味では一般財源と同じ性質といえる。
所管部局ヒアリング	・以下の質疑応答があった。 (委員) 歴史あるイベントだが、所管部局として開催費用に対する効果や意義、まちへの貢献をどう考えているか。 (所管部局) 当初は 1 万人以上が参加する市を代表するイベントだった。現在は、冬季スポーツの参加者が減少していることもあり、バーサーロペット・ジャパン組織委員会の中でワーキンググループを立ち上げ、根本的な見直しを検討している。

	(委員) どのような見直しを検討しているのか。 (所管部局) 例えば、開催日数を 2 日から 1 日に変更することで運営側の負担を減少することや、コースを短くして作業を軽減することなど幅広く考えている。 (委員) 検討の中でどのような目標を考えているか。 (所管部局) このような本市ならではの冬のイベントで、冬期の減少傾向が著しい本市のスポーツ実施率（週 1 回以上スポーツしている成人の割合）を高めていきたいと考えている。 (委員) 3 月に開催しているが、温暖化などの気候変動でコース整備の作業増加など様々な影響が出ているのではないか。 (所管部局) 開催時期を少し早めて 3 月上旬に開催しているが、影響はある。前述のワーキンググループでは、2 月下旬に開催時期を見直すことも含めて検討している。 (委員) 市民が参加するには参加料が高いようにも思うが、低く設定して参加の動機付けにできないか。 (所管部局) バーサーロペット・ジャパンには一般男子 51km 等のクロスカントリースキー競技、歩くスキーなど様々な種目があるが、直近では経費高騰に対応するため全体的に参加料を 1,000 円前後引き上げた。一方で、前述のワーキンググループでは参加料の設定も含めて大会の魅力についても検討している。 (委員) 参加料を更に高く設定して魅力を出す選択肢もある。市民のスポーツ振興を目的とするなら、例えば、競技性の高い種目の参加料は上げ、市民向けの種目は下げるような見直しもある。 (所管部局) 直近の改定で、全体としては他都市に比べて平均的な料金設定になったとの認識だが、歩くスキーは高めの料金設定といえる。会場を北彩都特設会場に移したことで様々な経費が増えた。一方で、応援がしやすくなったなど身近なイベントになった効果があった。 (委員) 組織委員会としては、参加料や市負担金のほかに協賛金等の収入もある。クラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用などで更に財源確保に努めることも必要では。 (所管部局) 一般財源ではなく、スポーツ振興基金とスポーツ振興くじ助成金を活用しているが、更に色々な手法で財源を確保していきたい。 (委員) 以前は 1 万人以上の参加者がいたが、参加者が大きく減少して状況が変わった。財源確保も含めてどう在るべきか考えてもらいたい。 (委員) 開催地が市中心部であることを生かしてインバウンドを含めた観光客の参加を促しては。
--	--

	(所管部局) 道外だけでなくインバウンドも意識して PR 強化を考えていきたい。 (委員) ふるさと納税の体験型返礼品とすることを検討するなど多面的に考えてほしい。 (委員) 学生など若い方の盛り上がりにもつながる工夫もしてほしい。授業や学校での参加はあるか。 (所管部局) 学校での参加はあまりない。 (委員) 北海道教育大学附属旭川中学校では保健体育の授業にクロスカントリースキーをしているようだ。学校の授業で取り組むことが増えれば参加者の増にもつながるかもしれない。
評価	・以下の議論と評価の決定があった。 (委員) 参加者が減少してきた中、もっと早く在り方を見直せなかったのか。 (委員) 市民の健康を目的として、市民の参加者を拡大する方向に見直してはどうか。 (委員) 市民が参加しやすい大会となるのが望ましい。 (委員) 観光客も含めて広く参加しやすい形がよいのでは。 (会長) それでは、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよいか。その内容としては、気候変動による影響や参加者が減少している現状を踏まえ、開催時期やコースの変更について検討を進め、事業費縮減についても検討すること。また、参加者の増加につながる取組や財源確保の取組についても併せて検討していくこととしてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
ウ 旭川市市民委員会活動補助金	
エ 地域まちづくり推進事業負担金	
オ 地域まちづくり推進事業補助金	
概要説明	・事務局から、資料に基づき、概要の説明があった。 ・以下の質疑応答があった。 (委員) 「旭川市市民委員会活動補助金」は、令和 3 年度にも当委員会の評価対象になっており、最終的に「市民委員会それぞれの活動状況を踏まえた補助金の積算方法や、補助金の交付目的に沿った適切な成果指標の設定について検討すること。また、地域活動の担い手不足や高齢化が進行する中で、関係団体とも協議し、将来的に持続可能な組織や活動、それに伴う行政からの支援の在り方について検討すること。なお、関係団体が一堂に会し、現状の課題等を共有できる場を設けるなど、将来的な組織や活動の在り方について検討を進めること。」と見直しを求めている。その対応はどう

	なっているか。 (事務局) 資料 3 に記載のとおり、交付先との調整が整わず、現時点では見直しに至っていない。 (委員)「旭川市市民委員会活動補助金」の前年度繰越について、市補助金の繰越金ではなく、市民委員会の収支上の繰越金ということか。 (事務局) 市内 61 地区市民委員会の収支の繰越金の計である。 (委員)「地域まちづくり推進事業負担金」について、行政提案事業とのことだが、その点で類似のものはないか。 (事務局) 行政提案型として、市民活動団体から市との協働事業の企画提案を募集し、公開プレゼンテーション等で採択した提案を、団体と市とで協働実施する「協働事業提案制度負担金」がある。
所管部局ヒアリング (共通)	・以下の質疑応答があった。 (委員) 資料 3-2 にあるが、市民委員会と地域まちづくり推進協議会の違いを改めて教えてほしい。 (所管部局) 約 1,200 の町内会があり、その上に 61 の市民委員会がある。町内会と市民委員会は住民の自治組織。地域まちづくり推進協議会は市が設置するもので、市民委員会も参加しているが、地域で活動する様々な団体など住民以外も参加しているもの。
所管部局ヒアリング 「旭川市市民委員会活動補助金」	・以下の質疑応答があった。 (委員) 積算方法が、均等割 20 万円＋世帯数割(市民委員会構成世帯数×200 円)であるが、均等割と世帯数割ということは、市民委員会の活動状況によらない積算方法ともいえ、かえって不公平ではないか。 (所管部局) この補助金の受益者は本質的には市民全体と位置付けており、平等に交付したいとの考えがあるため、運営費・事業費への補助とし、均等割も採用している。他の自治体を見ても一般的な積算方法と認識している。 (委員) 市民委員会により活動内容だけでなく収支状況も大きく異なるだろう。市内 61 地区の市民委員会のそれぞれの収支を把握しているか。例えば、繰越金ひとつ見ても多いところと少ないところがあると思う。繰越金に差があるとすれば見直しの余地はあるのでは。 (所管部局) 市民委員会それぞれの収支はこの場では答えられないが、地域の活動はコロナ禍で大きく停滞したため、コロナ禍後には全体として繰越金は増えている。しかし、だからこそ地域の活動を進めてほしいし、市民委員会の運営及び事業に使われなかった補助金があれば返還してもらうことで調整もしている。例えば、宴会での使用は対象経費として認めていない。

	(委員) 補助金はいくらまでも主体的な団体の事業や運営を補助するもの。運営及び事業として幅広い対象に利用できる補助金が、均等割や世帯数割といった画一的な積算で交付され、未使用分が返還調整の対象だとすれば、団体としては返還しないために使うことが目的になる可能性もあるのではないかな。 (所管部局) 公共財として公共の役割の一部を担うものとして市民委員会に交付している認識であるので、対象経費に使われる分には問題はない。本質的には負担金なのではとも考えている。 (委員) 地域活動は重要だし、しっかりやってほしい。しかし、積算方法として均等割が適切なのかは別の話である。20 万円の数的根拠は何か。 (所管部局) 補助金事業として実施してはいるが、行政機構の機能の一部を担っているものとも考えている。そうすれば、組織の大きさにかかわらず一定の事務局機能を維持する必要があると考えているので、20 万円の均等割が高いとは考えていない。 (委員) 高齢化で担い手不足となり、活動が少なくなっている市民委員会や、活動が豊富で支出の多い市民委員会など様々な状況が想定されるので、活動状況を踏まえた補助金の積算方法であるべきと思う。 (委員) 均等割の金額はどう決まったのか。その推移は。 (所管部局) 25 万円から 20 万円に引き下げた経緯がある。その時々で、必要額を算定して決定している認識である。 (委員) 他の自治体の均等割の金額を把握しているか。 (所管部局) 札幌市は、均等割が 9 万円、世帯数割が一世帯当たり 120 円。ただし、町内会に別の補助金があり、基準割として規模に応じて数万円、世帯割が 260 円、全体としては住民組織に計 4 億円程度を交付していると認識している。函館市は、均等割が 12 万円、世帯数割が一世帯当たり 500 円。 (委員) 担い手不足は各市民委員会にも共通する課題と思うが、市民委員会を統合する動きはないか。 (所管部局) 自主的な組織なので行政として統合を進めることはない。過去に相談があったことはあるが、結果として統合は進まなかった。町内会の統合も困難な中、市民委員会の統合は難しいと思う。活動が盛んな町内会の鋭意を削ぐ懸念もあるので、現状では静観したいと考えている。
所管部局ヒアリング 「地域まちづくり推進事業負担金」 「地域まちづくり推	・以下の質疑応答があった。 (委員) それぞれ具体的にどのような活動をしているのか。 (所管部局) 「地域まちづくり推進事業負担金」は、本来は行政が対応すべき行政課題の解決に向けた事業を地域に担ってもら

進事業補助金」	もので、「子どもの居場所づくり事業」や「困っている人たちの共助の居場所づくり」、「逃げ遅れゼロの地域づくりプロジェクト」がある。「地域まちづくり推進事業補助金」は、地域ごとに課題解決策や活性化への取組などを考えて実施するもの。例えば、補助金でも子どもの居場所づくりに関する事業の実績もあるなど、双方に関連する場合もある。 （委員）どのような効果があったか。 （所管部局）例えば、「子どもの居場所づくり」なら子どもの居場所をつくるのが直接の効果である。そのほかに、活動が団体間のつながりを生むこともあり、町内会や市民委員会とは違った役割があると考えている。 （委員）参加したことがあるが、子ども食堂など子どもの居場所をつくることは重要であり、大事にしていきたい。 （委員）「地域まちづくり推進事業負担金」と「協働事業提案制度負担金」との違いは。 （所管部局）「協働事業提案制度負担金」は全市的な公共的課題を解決する事業を提案するもので、「地域まちづくり推進事業負担金」は行政課題のうちあらかじめ市が定めたテーマに沿った地域に関連する課題を解決する事業を提案するもの。 （委員）類似する補助金をまとめることで、行政側の作業も含めて全体を効率化し、人件費抑制にもつなげられないか。 （所管部局）「旭川市地域自治推進ビジョン」では、理念として「地域や住民が主体的に考え行動できる地域づくりの推進」を掲げており、地域に関連する課題に特化して解決に向けた事業を考える「地域まちづくり推進事業負担金」は地域づくりのステップとして適していると考えている。 （委員）具体的な効果はどのように出ているか。 （所管部局）単年度で効果が出るようなものではない。「子どもの居場所づくり」は続けていくものだし、地域を変えながら実施している事業もある。地域なくしては行政も成り立たないので、他の補助金と同様に考えないでほしい。 （委員）地域まちづくり推進協議会の委員は、市民委員会の役員もしている方が多く、構成員の重複があるのではないか。 （所管部局）地域まちづくり推進協議会の委員は、公募委員など市民委員会以外からも選定されているし、地域にある学校や消防団、包括支援センターなど地域の方々以外の様々な人材が参加している。 （委員）地域まちづくり推進協議会には多様な団体が参加していることをわかった上で聞くが、市民委員会が地域まちづくり推進
---------	--

	協議会の役割を担えないものか。 (所管部局) 地域まちづくり推進協議会は市民委員会より広いエリアで活動する組織であり、防災などの取組は市民委員会ではなく地域まちづくり推進協議会の単位で取り組むことが望まれる。 (委員) そういう事業は具体的にどれくらいあるのか。担い手不足が課題となる中、市内 61 地区の市民委員会が中心となり必要な連携をすることで地域まちづくり推進協議会の役割も担えばいいのではないか。 (所管部局) 具体数はすぐに答えられないが、地域まちづくり推進協議会の多くの事業には市民委員会以外のメンバーも中心的に参画しており、これからの時代にこそ地域まちづくり推進協議会として活動することの必要性は強まると考えている。
評価 「旭川市市民委員会活動補助金」	・以下の議論と評価の決定があった。 (委員) 積算方法の均等割について、かえって公平でないのではと思える。他市との比較を含め、均等割の金額は見直すべきでないか。 (委員) 札幌市の均等割は 9 万円との話もあり、均等割 20 万円の妥当性には疑問がある。また、均等割の見直しのみならず、事業や活動の内容に基づいた交付額となるように積算式全体を見直すべきではないか。 (委員) 市の理念や所管部局の思いは十分に伝わった。しかし、説明を聞いて、明確・定量的な事業効果や積算の妥当性を示すことが難しいのだろうと感じた。 (会長) それでは、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよいか。その内容としては、各市民委員会により活動状況が異なることから、一律的な積算方法によることなく、それぞれの活動状況を踏まえた補助金になるよう検討することとしてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
評価 「地域まちづくり推進事業負担金」 「地域まちづくり推進事業補助金」	・以下の議論と評価の決定があった。 (委員) 厳密には目的が異なるとしても、住民活動や地域づくりのための補助金で類似するものがあるので、全体の関連性を整理して統合することを視野に、その中で各補助金の廃止や事業費縮減を考えてはどうか。 (委員) 主体的に考えて行動できる地域づくりを目指す上で、地域課題の解決や地域づくりの中心的な組織とするために、行政が地域まちづくり推進協議会を設置したと理解した。しかし、高齢化進行による担い手不足を考えると、このような組織全体の在り方を考え直した方がいいのでは。

	(委員) 現状の役割分担があることは承知しているが、人口減少や高齢化の中で全体効率を高めるためには地域まちづくり推進協議会と市民委員会を統合するような市民組織の在り方を考えてもいいと思う。組織の数は管理運営を含めた様々な作業量につながるのでは。 (会長) それでは、いずれの補助金についても、当委員会からは「見直し」を求めることとしてよいか。その内容としては、住民活動や地域づくりに係る他の補助金との関連性を踏まえて、本補助金の必要性を整理し、他の補助金との統合を視野に、廃止又は事業費縮減を検討することとしてはどうか。 (出席委員) 了承 (会長) 評価文言の詳細は、答申の中で確定することとする。
3 閉会	・ 佐々木会長の進行で閉会した。